

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 28 年 3 月 7 日 (月)	1 成田 智樹 【一問一答】	1 バリアフリー化の推進について 2 国土強靱化地域計画の策定について
	2 中浦 新悟 【一問一答】	1 北大和グラウンドの利用方針について
	3 下村 晴意 【一問一答】	1 受動喫煙防止対策について
	4 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 高齢者交通費助成事業の見直しについて
8 日 (火)	5 吉波 伸治 【一問一答】	1 生物多様性の保全と持続可能な利用について
	6 樋口 清士 【一問一答】	1 道路の維持管理及び狭あい道路の解消について
	7 沢田 かおる 【一問一答】	1 運動会における組み立て体操について
	8 西山 洋竜 【一問一答】	1 「ごみ半減プラン」の達成実現に向けた本市の取組について
	9 久保 秀徳 【一問一答】	1 地域公共交通の拡充について
9 日 (水)	10 片山 誠也 【一問一答】	1 職員がより一層に活躍できる職場づくりについて 2 庁内におけるペーパーレスへの取組みについて
	11 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 廃棄物処理・リサイクル対策について 2 災害廃棄物処理計画の策定について
	12 塩見 牧子 【一問一答】	1 平成28年度（2016年度）市長施政方針について 2 「北部スポーツタウン事業」及び「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業」の総括について 3 関西文化学術研究都市高山地区第2工区まちづくりについて
	13 浜田 佳資 【一問一答】	1 市民が主役のまちづくりについて 2 人事政策について 3 家庭ごみの資源化可能ごみの無料化について
	14 福中 眞美 【一問一答】	1 実りある市民協働を実現するための取組について 2 ごみ問題について

平成28年 2月26日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年 2 月26 日
午後4時49分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (<u>一括質問方式</u>) ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	バリアフリー化の推進について
2	国土強靱化地域計画の策定について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	バリアフリー化の推進について
質疑・質問の要旨	
更なる高齢化の進展が見込まれるなか、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある持続可能な社会の実現が求められています。また今日、障がい者が、障がいのない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念が浸透し、自立と共生の理念の下、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。 このような社会の実現のためには、高齢者・障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を速やかに推進していかなくてはなりません。 時代の要請に応え、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法、平成6年施行）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、平成12年施行）」を統合・拡張した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」が平成18年12月に施行されました。 バリアフリー法では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活を確保するために旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めています。 また、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置を定め、市町村は重点整備地区において、「バリアフリー基本構想」を作成できるとされています。 平成23年3月にはバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32年度を目標年次とする新たな整備目標等が告示されました。	

同方針では、旅客施設や車両、道路、公園、建築物について、バリアフリー化を一層推進するとし、特に1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅において、平成32年度までに原則全ての駅において、段差の解消、視覚障がい者の転落を防止するための設備の整備等のバリアフリー化を実施するとしています。

そして、同じく利用者数が3,000人未満の鉄道駅についても地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、可能な限りバリアフリー化を実施するとしています。

以上をふまえ、本市におけるバリアフリー化に係る取組について質問いたします。

- 1 現在、本市において「バリアフリー基本構想」は策定されていない。市内のバリアフリー化を計画的・具体的に推進していくためには、速やかに策定すべきと考えるが、市の所見を問う。
- 2 バリアフリー基本構想を策定すべき重点整備地区と推察される、市役所本庁舎、市立病院、図書館、たけまるホール及び生駒警察等の公共施設及び商業・集客施設が集中する近鉄生駒駅・東生駒駅周辺地区について、市として、一層のバリアフリー化のための具体的な整備計画はあるのか。
- 3 同じく、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人を超えているが、バリアフリー化が実現できていない鉄道駅4駅が存在する近鉄生駒線沿線地区において、具体的な整備計画はあるのか。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める期限である平成32年度末に向け、市として事業者等、関係先とどのような取組、協議等を行っているのか。

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	国土強靱化地域計画の策定について
質疑・質問の要旨	
東日本大震災発災から5年が経過しようとしています。 震災の教訓を機に、平成25年12月に公布・施行された「国土強靱化基本法」では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は「国土強靱化地域計画」を定めることができる」と明記されています。 この「国土強靱化地域計画」とは、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強靱な地域」をつくりあげるための計画です。同計画を策定し、強靱化についての各種事業の重点化・優先順位付けを「対外的」に明らかにすること等により、今後どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくする効果が期待できるとともに、計画策定後は、国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては、平成27年1月に「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」を決定しています。 具体的には国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災・安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など32の関係府省庁所管の交付金・補助金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断において一定程度配慮されることとなっています。 今後も発生が予測される大規模自然災害等から市民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、「国土強靱化地域計画」を早急に策定・公表するべきであると考え、質問いたします。 1 「国土強靱化地域計画」の策定について、市の所見・取組を問う。 2 同計画策定による経費削減額等、どのような効果が見込めるのか。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成28年2月29日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員 中浦新悟



発言通告書

次のとおり通告します。

平成28年2月29日
午前9時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	北大和グラウンドの利用方針について

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	北大和グラウンドの利用方針について
質疑・質問の要旨	
北大和グラウンドの閉鎖から、もうすぐ1年が経過します。 市はその北大和グラウンドの跡地利用について、生駒市環境モデル都市アクションプランや総合計画などに示し、低炭素化まちづくり事業としてスマートコミュニティを推進しています。また、当該地の売却収入をもって、先に購入した生駒北スポーツセンターの取得及び整備費用に充てる旨の方針を示してきました。 平成26年6月、売却先として近畿日本鉄道株式会社を選定し、同年12月に奈良県に当該地の市街化区域編入を申し入れ、平成27年度予算にも売却収入約13億円を計上するなど、事業を進めていましたが、平成27年12月24日、本市の都市計画における区域区分の決定権者である奈良県から、当該地の市街化区域編入は認められない旨の回答が示されました。 そのような状況から、今後の北大和グラウンドの利活用の方針等について伺います。 ●平成27年3月定例会以降、北大和グラウンド市街化区域編入に向け、県とどのような協議が行われてきたのか。 ●県から北大和グラウンドの市街化区域編入は認められない旨の回答が示されて以降、当該地の開発に関係する機関と、どのような協議が行われたのか。 ●この度の県からの回答を踏まえると、平成27年度予算に計上した約13億円の売却収入は未収となる可能性が極めて高いが、生駒北スポーツセンターに係る費用はどのように捻出し、市財政にどのような影響があるのか。 ●今後、北大和グラウンド跡地の利用をどのように考えているのか。 ●平成26年3月、体育施設条例が改正されましたが、北大和グラウンド閉鎖時期については、教育委員会規則で定める日とし、売却が決まるまでは、体育施設としておく内容でありました。しかし、平成27年1月、教育委員会において、規則が変更され、平成27年3月31日をもって、北大和グラウンドは体育施設ではなくなる判断がなされました。現状を踏まえその判断は正しいものであったと、認識されているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成28年2月29日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年2月29日
午前9時35分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	受動喫煙防止対策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	受動喫煙防止対策について
質疑・質問の要旨	
世界保健機構（WHO）は、喫煙と受動喫煙による健康への悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、２００３年「たばこの規制に関する世界保健機構枠組条約」を採択し、２００５年に発効しました。本条約は締約国に対して、価格の引上げ（第６条）、職場・公共の建物内の１００％禁煙化（第８条）、パッケージの警告の強化（第１１条）、広告・販売促進・後援の規制（第１３条）、禁煙治療の普及（第１４条）などに取り組むよう求めています。 わが国では、２０００年以降、健康日本２１、健康増進法、特定健康診査、がん対策基本法などで喫煙対策を含む施策が施行されてきました。多くの医学関係の学会、組織が禁煙宣言を採択し、日本学術会議も２００８年に政府への要望書「脱タバコ社会の実現に向けて」、２０１０年に提言「受動喫煙防止の推進について」を発表していますが、諸外国に比べると取組は遅れています。 現在、日本における成人の喫煙率は１９．９％と近年減少傾向にありますが、男性の喫煙者は増加傾向にあります。 喫煙及び受動喫煙の有害性は広く認識されつつありますが、マスメディアを通じて喫煙は嗜好の問題であるという考え方がまだ流布されており、若い世代の禁煙・防煙活動の障害にもなっています。 喫煙により引き起こされる病気が喫煙関連疾患、いわゆるたばこ病と言われています。国民の死亡原因の第１位はがんですが、たばこががんとの関連性は、医学的に明らかになっております。たばこ病には、たばこの煙を吸うこと、能動喫煙により病気になるものと自分が吸わないのに人のたばこが出す煙、副流煙を吸わされて、いわゆる受動喫煙により病気になるものがあります。副流煙は喫煙者自身が吸う主流煙より毒性が強く、受動喫煙の健康被害が生じることが医学的にも明らかになっています。すなわち、たばこは、喫煙者のみならず、周囲の非喫煙者の呼吸器疾患、循環器疾患、がん等のリスクを上昇させ、また、家族の喫煙が、子どもに肺炎、気管支炎、ぜん息等になりやすい、また風邪が治りにくい、呼吸機能が低下するなどの影響も与えることも報告されています。 国民の健康の増進を図り、国民保健の向上を図ることを目的として、健康	

増進法が施行され、25条に、非喫煙者をたばこの煙から保護するため、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されています。この法律は、今まで曖昧であった受動喫煙の被害を生じさせないようにする義務を、その場所を管理する事業主に課したものです。このことにより、その管理責任者は、その施設が完全に分煙になっていなかったために生じた非喫煙者の急性、慢性のたばこによる健康被害に対し、その責任を追及される可能性も生じてきました。受動喫煙防止対策については、過去にも一般質問いたしました。これらのことを踏まえ質問いたします。

- 1 本市においては、受動喫煙防止対策について取組をされ、学校・公共施設等において、敷地内禁煙を実施されておられますが、市民への周知、理解は得られておりますでしょうか。現状をお聞かせください。
- 2 健康いこま21に示されています、4、喫煙における受動喫煙防止について、市民への啓発についてお聞かせください。
- 3 施設だけでなく、受動喫煙については、子どもや妊産婦など特に保護されるべき立場の者への悪影響が問題とされています。屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間、例えば、公園、通学路等での受動喫煙防止対策は重要であります。現在の取組について、お聞かせください。
- 4 誰もが安心してまちを歩くためには、一人ひとりが思いやりの心を持つことが大切です。人の往来が多い場所、少ない場所に限らず、1本のたばこの火が与える影響は、やけど、健康被害、ポイ捨てなど環境問題に限らず広範囲に及びます。たばこが嫌いな人の中でも、とりわけ歩きたばこを嫌うのは、小さな子どもをもつ母親です。たばこを持つ手の高さがちょうど子どもの顔の高さと同じぐらいの位置になり、やけどなどの被害を心配しています。市内においても歩きたばこをしている人が多く見受けられます。

路上喫煙の防止対策懇話会も終了し、パブリックコメントも実施されましたが、生駒市路上喫煙防止条例制定に向けての進捗状況についてお聞かせください。

- 5 5月1日は、「世界禁煙デー」ですが、本市として何か取組を考えておられますでしょうか。お聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

4

平成 28 年 2 月 29 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ 印 

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 28 年 2 月 29 日
午前 10 時 00 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問		
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)		
1	高齢者交通費助成事業の見直しについて		
2			
3			
4			
5			

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	高齢者交通費助成事業の見直しについて
質疑・質問の要旨	
本年1月17日、「超高齢社会に対応可能な交通費助成制度及び高齢者福祉施策のあり方について」をテーマにして、タウンミーティングが開催された。約60人の市民が参加したが、この中で市長は、「高齢者の急増が見込まれる中、交通費助成は、高齢者の心身の状態像に応じて必要な支援を行う方が目的に沿い、効果が大きい」として、一律交付は見直す方針を示した。1月21日付毎日新聞で、「一律交付は事実上廃止する意向」、「対象者の8割以上を占める介護認定を受けていない人へは助成をやめ、代わりに認知症予防施策の充実などを検討・・・」と報道され、これを見た市民から驚きと共に「廃止しないでほしい」という声が多く寄せられている。 高齢者交通費助成事業については、これまで、平成22年度及び25年度の行政改革推進委員会で「廃止すべき」との提言があったものの、前市長は「市民感情からも現時点の廃止は理解を得られない」、「高齢者の足確保の代替案の充足度も見極めつつ適切なタイミングを判断していきたい」として廃止を見送ってきたものである。 このような経緯を経て存続してきた本制度については、輕輕に結論を出すのではなく、広く市民の声をきき、しっかりと検討することが必要である。 そこで、以下の質問をする。 1. 平成25年度行政改革推進委員会が、本助成金の廃止を提言しながらも、「廃止するに当たっては、要望等を踏まえ、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、交通弱者への支援などの目的を達成できる他の方策を改めて検討すべきである」といっている。どのような方策を検討したのか？ また、交通弱者への支援、高齢者の足確保の代替案の充足度はどうか？ 2. タウンミーティング資料（5ページ）で、健康な高齢者（介護保険非認定者）について、「日常の歩行や自動車での移動など、移動支援の効果は小さい」として、交通費助成の意義を否定している。しかし、非認定者は、介護保険の恩恵を受けず自立してがんばっておられ、この人達への移動支援ともなっている交通費助成は、生きがいづくりや社会参加を促し、認知症予防や健康寿命の延伸のために役立つ有効な施策と考えるがどうか？ 3. 2月8日付の議員宛説明書で、「介護保険運営協議会」の答申（1月28日付）を踏まえ、交通費助成制度のあり方について具体的な検討を進めていく	

といている。しかし、介護保険制度と補助金制度は別のものであり、介護保険とは別に、補助金交付基準に基づいて検証すべきではないか？

4. 平成25年度行革推進委員会の補助金交付基準による検証では、本制度について、「交付率は依然95%を超える高い率で・・・市民ニーズは高い事業であり助成制度を中止すれば感情的な反発を招くことが予想される」といわれているが、助成廃止は市民の理解を得られると思うか？
5. 今後、どのような体制で検討を進めていくのか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

5

平成28年2月29日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年 2 月29 日
午前10時20分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生物多様性の保全と持続可能な利用について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
1	生物多様性の保全と持続可能な利用について
質疑・質問の要旨	
環境省は生物多様性を次のように説明しています。 生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。 生態系の多様性とは、森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があることです。種の多様性とは、動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいることです。遺伝子の多様性とは、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があることです。 私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み、つまり生態系サービスによって支えられています。 生態系サービスには、基盤サービス・供給サービス・文化的サービス・調整サービスの4つがあります。 基盤サービスとは、大気と水を生きものがうみだすことで、具体的には、酸素の供給、気温・湿度の調節、水や栄養塩の循環、豊かな土壌育成ということです。供給サービスとは、暮らしの基礎をつくることで、具体的には、食べ物、木材、医薬品、品種改良、バイオミクリー（生物模倣）を提供することです。文化的サービスとは、文化の多様性を支えることで、具体的には、地域性豊かな文化を育み、自然と共生してきた知恵と伝統を保持・提供することです。調整サービスとは、私たちの暮らしを自然が守ってくれることです。具体的には、森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止などをもたらしてくれることです。 この4つの生態系サービスという生物多様性のめぐみを受けて、はじめて私たちは暮らしていくことができるのです。 以上のように、環境省は説明しています。 生物多様性のめぐみを受けて、はじめて私たちは暮らしていくことができるのですから、生物多様性が失われれば、私たちは暮らしていくことができません。 しかし、環境省の説明によれば、生物多様性は危機にさらされています。 環境省は、次のように説明しています。 過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。 日本の生物多様性の危機をもたらしているものは次の4つあります。 第1の危機は、開発など人間活動が自然に与える多大な影響 第2の危機は、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 第3の危機は、外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱 第4の危機は、地球温暖化など環境の変化による危機 以上のように、環境省は説明していますが、生物多様性の危機を回避し、その保全と持続可能な利	

用を図るため、わが国は、「生物の多様性に関する国際条約」に加盟すると共に「生物多様性基本法」を制定し、それに基づいて「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定・推進しています。また、生物多様性基本法や生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）合意に基づいて「生物多様性地域連携促進法」も制定しています。

そして、「生物多様性基本法」は、地方公共団体の責務を次のようにうたっています。

「地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、地方自治体の役割を次のように述べています。

「地方自治体が地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、わが国の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を担っています。このため、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定や生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の作成、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策、里地里山の保全等の生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる条例の制定・運用など、それぞれの地域の特性に応じた取組を進めていくことが重要です。」

また、「生物多様性地域連携促進法」に基づいて環境・農林水産・国土交通の 3 大臣からなる主務大臣が定めた「地域連携保全活動基本方針」では、地方公共団体の役割と施策を次のように述べています。

「市町村は、地域の財産となる生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として活かしながら、地域の活力を生み出していく、地域連携保全活動を促進する中心的かつ積極的な役割を担います。地域連携保全活動では、活動の実行計画となる活動計画を作成する役割を担っています。そして、活動を円滑に効果的に進めていくコーディネーターとして、地域の様々な関係者との連携・調整を図るとともに、調整や合意形成を図る場としての協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるため、必要に応じて国や都道府県との連携を図ることも期待されます。」

以上のように、今や、生物多様性の保全と持続可能な利用は、国際的要請であり、国を挙げての取り組みとなっております。

そこで、以下質問をいたします。

記

(1) 本市における生物多様性の保全と持続可能な利用の取り組みの現状をお教えてください。

(2) その取り組みの現状をどのように評価していますか。

(3) それを踏まえて、今後、本市において、生物多様性の保全と持続可能な利用の取り組みをどう進めていこうとお考えか。「生物多様性地域戦略」の策定、「地域連携保全活動計画」の作成、「生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる条例」の制定の予定の有無も含めてお教えてください。

6

平成28年2月29日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年 2月29日
午後0時51分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	道路の維持管理及び狭あい道路の解消について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	道路の維持管理及び狭あい道路の解消について
質疑・質問の要旨	
生駒市では、昭和 40 年代から急速に住宅地開発が進み、市街地が拡大、人口が増加してきた。それに伴い道路網の整備が進み、現在生駒市が管理する道路の総延長は約 607km となっている。このうち既に整備後数十年を経過した道路も多く、交通量の多い幹線道路だけでなく、生活道路においても補修を必要とする箇所が目立つようになってきている。	
昨年 12 月には「生駒市公共施設等総合管理計画（案）」が作成され、そこでは、市が管理する道路の維持管理費用として年間約 10 億円が必要と見積もられている。しかし、現在執行されている維持管理費は、過去数年の補修工事費を見る限り、その 1 割にも満たず、問題を先送りする状況が続いている。今後、持続可能なまちづくりを進めるためには、道路の計画的な維持管理を生駒市の道路行政の一つの柱として進める必要がある。	
他方、生駒市内の幅員 3.5m 未満の狭あい道路の延長は現在約 227km であり、生駒市が管理する道路延長の約 4 割を占めている。狭あい道路は生活利便性の観点からだけでなく防災の観点からも速やかに解消する必要があるが、その拡幅は遅々として進んでいない。今後、安全安心なまちづくりを進めるためには、狭あい道路の解消を生駒市の道路行政の一つの柱として進める必要がある。	
このような問題意識から、道路の計画的な維持管理、狭あい道路の解消について以下に質問する。	
①道路の維持管理に係る現在の取組、過去 5 年間の事業実績はどのようになっているのか。 ②道路の維持管理を計画的に進めていくため、今後どのような取組を実施する予定か。 ③狭あい道路の解消に向けた取組状況、拡幅整備の進捗状況はどのようになっているのか。 ④狭あい道路の拡幅整備を加速するため、今後どのような取組を実施する予定か。	

平成 28 年 2 月 29 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員 沢田 かおる



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 28 年 2 月 29 日
午後 1 時 55 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	運動会における組み立て体操について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	運動会における組み立て体操について
質疑・質問の要旨	
小学校高学年による組み立て体操は、保護者にとって子どもの成長を感じられる感動的なプログラムですが、同時に危険と隣り合わせである心配の種でもあります。子ども達にとっては、練習の積み重ねによる達成感を味わえ、仲間と協力して取り組む貴重な機会ですが、骨折や頭部外傷などの重大な事故が小・中・高校において年間8000件以上全国で発生しています。	
2月23日文部科学大臣の記者会見において組体操についての質問がありました。「文科省においても日本スポーツ振興センターの障害事例の報告を踏まえて分析中であります。これは総合的に勘案し、また実際に自治体の教育委員会の判断をお聞きしたうえで3月中に方針はお示したいと思っています。（略）ことは子どもの事故、学校での事故、子どもには責任はない、安全配慮義務を果たさなければいけないという中で、より適切な方針をお示しの方がご安心いただけるのではないかと考えています。」と話されておられました。	
京都府京田辺市の三山木小学校では、昨年の9月に『運動会における高学年の組体操の取り扱いについて』がHPに掲載されていました。抜粋しますと『本校においては安全を最優先し、児童の実態に応じて技を工夫したり、高さ制限（児童2人分程の高さまで）を行ったりした上で、組体操を実施することといたしました。組体操の良さを生かしながら、安全を守ることの大切さや、協力し合うことや一生懸命取り組むことのすばらしさなどを学ばせたいと願っています。高い塔や巨大なピラミッドは無くなりますが、子どもたちの安全を最優先に考えた措置であり、（以下略）』とあります。また、一方で千葉県流山市のように新年度から全小中学校の組体操の廃止を決めた市もあります。	
子ども達が安全に楽しく運動会を行えるために、以下の質問をします。	
① 本市での組み立て体操時の事故について、事故の件数、またどのような怪我が生じているのか、その状況を教えてください。 ② 組み立て体操について、保護者や子ども達から意見を聴取したことはありますか。聴取したことがある場合、どのような意見がありましたか。 ③ 組み立て体操時の事故防止に向けて、どのように取り組んでいくのか、市や教育委員会の検討状況をお聞かせください。	

平成 28 年 2 月 29 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

西 山 洋 竜 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 28 年 2 月 29 日
午後 2 時 7 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「ごみ半減プラン」の達成実現に向けた本市の取組について
2	
3	
4	
5	

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「ごみ半減プラン」の達成実現に向けた本市の取組について
質疑・質問の要旨	
本市では環境No.1自治体を目指して、平成21年度比にて平成23年度から32年度までの10年間でごみ焼却量を半減させることを目標として「ごみ半減プラン一般廃棄物ごみ処理基本計画」が策定されました。本基本計画は、ごみ半減による持続可能な社会の実現という長期的展望を持って、本市のごみ減量・資源化及び適正処理の取組の基本方針として位置づけています。	
これまでもごみ半減プランの達成実現に向けて、新聞や雑誌の回収の強化、事業系ごみの有料化や生ごみ処理機の購入補助など様々な取組を進めてきた他、昨年4月からは家庭ごみの有料化が導入されました。家庭ごみ有料化がスタートした初期段階において一定ごみの量は減ったものの、ある時期からごみ減量効果がやや薄れてきており、市民よりリバウンドの可能性を指摘する声も聞かれます。	
市が作成した「ごみ焼却量の推移」の資料によれば、平成21年度のごみ焼却量は35,340トンあり、これに対して月平均から算出した平成27年度のごみ焼却量は約32,400トンと減少傾向にはあるものの、平成21年度比にて減量率は僅か9%と、ごみ半減目標からまだまだかけ離れています。	
ごみ半減プランが策定されて既に5年が経過した折り返し時点を迎えようとしている中、本市の抜本的な施策なくして本計画の達成実現が極めて厳しくなることを危惧します。中でも家庭ごみの有料化に加え、市民協働のもとで取り組む生ごみ対策は、今後の更なるごみ減量を見込む上で大変重要と考えており、これまで以上に市民の協力と理解を求めていくことが不可欠です。	
そこで、本市の取組状況について、以下のとおり質問いたします。	
＜質問＞	
○ 昨年4月より導入した家庭ごみ有料化によるごみ減量効果と今後の推移の見通しについて教えてください。またこれに伴い、市民から寄せられた新たな問題点や課題などありましたらあわせて教えてください。	
○ ごみ減量の重要性について、より市民の方の協力と理解を得るため、家庭ごみ有料化による財源の運用方法や、ごみ減量による市民への還元メリットなどをもっと分かり易く掲載した広報の工夫の必要性について市も認識されていることを昨年6月の定例会にて確認しました。これを踏まえ、昨年6月以降に市として新たに取り組んでいる啓発活動などありましたら教えてください。	
○ 施策面では、他自治体が既に実施している食品ロスは本市としても取り組むべき大きな課題であることを確認させていただきました。本取組は本市のごみ半減プランに大きく寄与するものと捉えており、軌道に乗せるまで一定の期間を要することから一日も早く取り組むべき有効な施策と考えます。この進捗状況、具体的な計画について教えてください。	
また、これ以外に市として大幅なごみ減量に向けて検討している抜本的な施策がありましたら教えてください。	

9

平成28年 2月29日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

久保 秀徳



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年 2月29日
午後2時24分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	地域公共交通の拡充について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	地域公共交通の拡充について
質疑・質問の要旨	
生駒市の公共交通網は、都市や他地域を結ぶ鉄道駅を起点として路線バスやタクシーなどが運行・整備されてきました。2006年3月には、けいはんな線の生駒から学研奈良登美ヶ丘間の鉄道が開通し、生駒の北部地域への鉄道網の拡充と新たな駅を経由する路線バスの整備がすすめられました。 しかし、地形的な制約から坂道や狭い道路も多くあり、公共交通の空白地域は依然多く残されています。そうした中で、高齢者などの外出機会の確保など、地域公共交通の果たす役割は重要になっています。 また、高齢化の進展で昼間人口が多くなり、昼の時間帯の買い物や通院など日常活動の機会が増大し、地域公共交通への需要も高まってきています。 市民の生活を支える「公共交通」としてのコミュニティバスは、2005年に光陽台線を運行開始して以来、現在5路線で運行しています。 そこで、生駒市の地域公共交通の取り組みについて、次の質問をします。 1、 これまでのコミュニティバスの各路線の利用状況について、運行当初から現在までどのように推移しているのか。また、運行の問題点や課題についてはどのように認識され、解決を図っているのか。 2、 地域公共交通を提供する地域は、どのような基準で設定しているのか。現在、検討している路線はあるのか。 3、 新たな路線を設置する場合、運行費用は、交通困難地ほど運行費用がかさむことが考えられるが、利用者の負担に繋がるのか。その場合、県や国の補助はどうなっているのか。 4、 公共交通空白地域の解消と交通困難地の利用者の必要性に応えるためには、コミュニティバス以外の運行手段や運行形態についての検討も必要と考えるが、市の認識について教えてください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 28 年 2 月 29 日

生駒市議会議長

中谷尚敬 様

生駒市議会議員

片山 誠也



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 28 年 2 月 9 日
午後 2 時 45 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	
質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問	
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	職員がより一層に活躍できる職場づくりについて
2	庁内におけるペーパーレスへの取組みについて
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	職員がより一層に活躍できる職場づくりについて
質疑・質問の要旨	
現在、本市におきましては、職員の削減を進めており、ピーク時には 1000 人を超えていた職員数が、昨年 4 月 1 日現在で 821 人まで削減され、市はさらに平成 30 年度までに 800 人まで削減する予定です。 職員数の削減に関しては、増大する社会保障関係費などの財源確保の観点から、一定の理解はしますが、職員数が減少していくなかで、本市の行政サービスの質の低下を防ぐためには、職員の皆様方により一層にご活躍をしていただくことが求められます。 こうしたなかで、この点について、下記の通りご質問いたします。 ○職員が活躍をするためには、職員の能力開発が不可欠です。本市の職員の能力開発の取組みをお教え下さい。 ○「職員提案制度」は、職員が自由に市政一般について事業を提案することができる貴重な機会を創出する制度です。しかし、昨今、応募数が減少し、平成 27 年度は、わずか 12 件の応募にとどまりました。そこで、「職員提案制度」の改善が求められていると考えますが、市として、どのようにお考えでしょうか。 ○現在の本市の給与体系では、給料表のそれぞれの職務の級ごとの重なり具合が大きいものとなっております。この結果として、職務の級の上位の職員の給与が、職務の級が下位の職員の給与に劣るという“逆転現象”も生じかねていない状況です。そこで、現在の給料表をそれぞれの職務の級ごとの重なり具合がない、あるいは、現状より小さいものに改め、職員の責任と処遇の一致に努め、より一層に「頑張った人が報われる」給与体系にすべきだと考えますが、市として、いかがお考えでしょうか。 ○その他、職員のモチベーションの向上等、職員がより一層に活躍することができる職場づくりに資する取組みがあれば、お教え下さい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	庁内におけるペーパーレスへの取組みについて
質疑・質問の要旨	
昨今、ペーパーレスへの取組みを進めている自治体が増えております。ペーパーレスの効果としては、環境負荷や行政コストの軽減、あるいは、業務の効率化等挙げられます。ペーパーレスの必要性は叫ばれて久しいものがありますが、昨今はタブレット端末の発展などにより、これまで以上に、ペーパーレスを目指しやすい環境にあります。静岡県の焼津市役所では、2014 年 4 月に全国の自治体で初めて、全職員にタブレット端末を配布しました。このような大胆な取組みを行っている自治体は、まだまだ少ないものでありますが、一部の会議等にタブレット端末を導入するなどして、ペーパーレスに向けて取組む自治体は、確実に増えてきております。 こうしたなかで、本市として、庁内における紙の使用量の削減に向けて、現在取り組まれていることはありますでしょうか。また、今後、どのような取組みを予定されておりますでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 28 年 2 月 29 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 28 年 2 月 29 日
午後 2 時 50 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	廃棄物処理・リサイクル対策について
2	災害廃棄物処理計画の策定について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
1	廃棄物処理・リサイクル対策について
質疑・質問の要旨	
生駒市一般廃棄物処理基本計画は、平成 23 年 5 月に策定されて以来、間もなく丸 5 年が経過しようとしています。同計画は、「10 年後のごみ焼却量の半減」を目標に掲げ出発、家庭系ごみへの有料制の導入、家庭生ごみ処理器等の購入補助など、多様な方策が講じられてきました。5 年の折り返しを迎えるにあたり、総括の意味も込め、以下の点についてお聞きします。 (1) 生ごみの排出削減およびリサイクル促進に関する経過をどのように分析・評価しておられますか。また、それを踏まえた今後の削減工程について考えをお聞かせ下さい。 (2) プラスチック製容器包装、PET ボトルの収集状況について、どのように分析・評価しておられますか。また、今後のさらなる収集量増加策について、考えをお聞かせ下さい。 (3) 古紙類の再生利用動向について、どのように分析・評価されていますか。また、今後のリサイクル促進策について考えをお聞かせ下さい。 (4) ごみ焼却量の半減を達成するには、一定割合を占める事業系可燃ごみの削減も一方で必要となります。事業系可燃ごみの排出削減へ向けた取組みについて、どのように分析・評価しておられますか。また、それを踏まえた今後の排出削減対策について、考えをお聞かせ下さい。 (5) 家庭ごみ有料化にともなう収入分から、平成 27 年度は各種補助金に 4595 万円が充当される予定です。今後の増収分の新たな用途について、ごみ集積施設の設置または改修に関する自治会への補助率の拡大（現行、2 分の 1 以内、限度額 30 万円以内）に充ててはと考えます。見解をお聞かせ下さい。 (6) 生駒市一般廃棄物処理基本計画では、計画目標年度について「計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物処理・資源化に関する法律・諸制度が大きく変化した場合、また、本市の実態と本基本計画の内容とに差異が生じた場合などにおいては、適宜計画を見直します」とあります。これまでの計画実施の経過を踏まえ、計画の見直しも必要かと考えます。見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	災害廃棄物処理計画の策定について
質疑・質問の要旨	
奈良県は現在、国の方針を踏まえ「奈良県災害廃棄物処理計画」（以下、県計画）の策定作業を進めており、すでにパブリックコメントも終え、ほぼ原案通りの内容で年度内には公表される運びとなっています。 国は、平成 30 年までに都道府県の計画策定率約 8 割、市町村で約 6 割を目標値として設定しています。 それら動向を踏まえ、以下の点についてお聞きます。 （１）近年多発する土砂災害、豪雨災害、そして将来予測される南海トラフ巨大地震等の発生を見据え、本市においても早期に災害廃棄物処理計画を策定することが望ましいと考えます。見解をお聞かせ下さい。 （２）災害廃棄物を処理するにあたり、第一に必要となってくるのが仮置場です。県計画では、住民が直接搬入できる位置に設けられることが望ましいとされる一次仮置場の市町村による設置が示されています。第一次仮置場では、粗選別までの作業を行い、それより広域処理を前提とする県関与設置の第二次仮置場へ搬入、素材別の中間処理（破碎、焼却等）が施されます。市として想定される第一次仮置場の在り方についてお聞かせ下さい。 （３）東日本大震災の場合、第二次仮置場で仮設処理施設が稼働するまで、最短でも一年以上の時間を要しており、それまでは既存施設（自治体焼却施設等）で処理しなければならない状況でした。県計画より試算すると、南海トラフ巨大地震発災時、生駒市全体で 10 万 t 以上の災害廃棄物が発生すると見込まれます。その内、焼却処理が必要となる可燃混合廃棄物は 5313 t にのぼります。その際の市清掃センターの処理体制について、どのように想定されるのか、見解をお聞かせ下さい。 （４）がれき類や不燃選別残渣等は、埋立処分が必要となります。これらは広域処理に頼らざるを得ない状況ですが、大阪湾広域臨海整備センターが機能不全に陥るなどのリスクも想定されるため、一定期間の保管が必要となる可能性があります。これに対する現段階での見解をお聞かせ下さい。	

平成28年 2月 29日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年 2月29日
午後2時55分 受領

発言の種類 (○を付ける) 質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問	
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	平成28年度(2016年度)市長施政方針について
2	「北部スポーツタウン事業」及び「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業」の総括について
3	関西文化学術研究都市高山地区第2工区まちづくりについて
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	平成 28 年度（2016 年度）市長施政方針について
質疑・質問の要旨	
平成 28 年度（2016 年度）市長施政方針について、以下の点を問う。 1. 市政運営の基本方針について 「『地方創生』、『一億総活躍社会』を生駒で具体化し」とあるが（p 2）、本市における「地方創生」、「一億総活躍社会」とは何がどのようなになっていることをいうのか。目標とするまちの姿を問う。 2. まちづくりの施策について 1 「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」への取組 （人権の尊重）について記述が一切ないが、市長は、人権についてどのような考えを持ち、また人権意識の向上に向けてどのような姿勢で取り組むのか。 2 「子育てしやすく、だれもが成長できるまち」への取組 （学校教育の充実）について、「小学校 1・2 年生で英語活動を実施し、小学校のすべての学年で英語活動に取り組みます。」とあるが、どのような課題意識によるものか。また、本施策の目的と目標は何か。さらに本施策について、教育委員会ではどのような議論があったのか。 5 「地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち」への取組 （商工業・観光の振興）について、「北田原工業団地」改め「学研生駒テクノエリア」の活性化を図り、関西文化学研研究都市のクラスターとして、企業誘致を促進するとある。北田原地区は、高山地区の機能と連携して産業施設や文化学術研究施設の整備を図ることになっているが、「学研高山地区第 2 工区まちづくり計画」の動きとどのように連動して整備を進めるのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑・質問事項
2	「北部スポーツタウン事業」及び「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業」の総括について
質疑・質問の要旨	
北大和グラウンド市街化区域編入について、奈良県から平成 27 年 12 月 24 日付で「採用できない」との回答があった（都計第 106 号「北大和三丁目地区における都市計画の案の内容となるべき事項の申し出について」）ことを受け、市の「北部スポーツタウン事業」及び「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業」の総括を求める。 ・両事業の経緯について ・県決定に対する本市の考えについて ・今後の方針について	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
3	関西文化学術研究都市高山地区第2工区まちづくりについて
質疑・質問の要旨	
今般、学研高山地区第2工区の開発姿勢が新たに示された。山下前市長は、平成18年に当時のニュータウン開発計画の白紙撤回を掲げて当選されたが、バブルも崩壊し人口の増加が見込めない時代にあっては正しい判断であったと考える。 しかし、その後、本市の最大の課題である第2工区の問題について、その負の財産をどうしていくのか、市民に投げかけることがないまま、平成26年からURと協議を水面下で進めていたことは市民に対する裏切りと言わざるをえない。 山下前市長のもとで副市長を務め、「市民と行政の協創」をマニフェストに掲げておられる小紫市長は、このような姿勢をどのように評価するか。 今後、苦しくなる自治体財政の中で当該地の開発を進める以上、そのまま当該地を放置しておくことのリスクとそのリスク回避に要する経費、開発することのメリットとそれに要する経費を分析し可視化するとともに、どこまでの市の負担を可とするのか、市民に具体的に示す必要があると考えるがどうか。 2月17日付「学研高山地区（第2工区）の今後の進め方について」（生都第122号）において、「奈良モデル」を活用した協力を奈良県に依頼したことについて、前市長が「本来県と対等である市町村をコントロールしようとするやり方はいかがなものかと思う。」と県を批判しているが、奈良モデルを本事業において活用することへの懸念はあるのか。 「学研高山地区第2工区の将来のあり方」において、平成28年度に有識者等の参加による検討組織を設置し全体構想、事業手法、事業主体、事業採算性などについて検討する予定が示されたが、奈良県とのまちづくり協定締結に向けての協議は、それらの検討のどの段階でスタートする予定か。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成28年2月29日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

浜田 佳資



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成28年2月29日
午後2時56分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	市民が主役のまちづくりについて	
2	人事政策について	
3	家庭ごみの資源化可能ごみの無料化について	
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市民が主役のまちづくりについて
質疑・質問の要旨	
市長は施政方針において、「市民が主役となってつくる、参画と協働のまちにするための施策について」いろいろと書かれています。また、かねてから市長は「まちづくりは人づくり」と言っています。この根本は市民の意見を聞くことから始まると考えますが、この点、前市長との比較で、市民から期待の声があがっていたのは事実です。 しかし、生きいきカード、高山第2工区のUR所有の土地取得について、市民から「市民無視ではないか」との意見が出されています。前者については現在対応を変更されましたが、そもそもの、この間の一連の流れについて疑問、反対の意見が強く出されています。また、家庭ごみ有料化にあたっての事前説明と事後説明を事実上同一視するかのような対応もありました。 これで、市民が主役となってまちづくりができるのか、市民の参画と協働は何なのか、との疑問も湧いてきます。 そこで、次の質問をします。 1. 「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」はどのようなものであると考えているか。 2. 可能な限り市民の意見を聞くことが大事と考えるがこの点どうか。また、その観点から先に挙げた生きいきカード、高山第2工区のUR所有の土地取得、家庭ごみ有料化にあたっての説明の3点の課題での評価はどうか。 3. 上記の不十分な点を、できる限りカバーするために、今後何を行うのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	人事政策について
質疑・質問の要旨	
職員数の問題については、9月議会での一般質問で取り上げました。市長は平成30年度に800人という数字は適正なものだと考えているということでした。 私は、将来のことを考えるこれは問題であると指摘しましたが、施政方針の中で市長はさまざまな積極的施策を行おうとしているようですが、そうした場合、そこには人が必要となります。例えば、高山第2工区に関して新たに担当する室を設置し人を配置する話が2月臨時会で出されました。また、市民自治協議会の推進にあたって地域担当職員の派遣等の支援が重要になってきます。高齢社会への対応などもあり、人が足りない、加重負担で職員の方が疲弊し、従来の仕事への支障、市民サービスの低下も懸念されるところです。 800人目標を掲げたときと今とでは事情が異なると言え、800人目標を少なくとも一時棚上げにしても、または目標年次を前市長時代に行ったように後年にずらすということをしては何ら矛盾しないとも考えられるのですが、この点いかがでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
3	家庭ごみの資源化可能ごみの無料化について
質疑・質問の要旨	
ごみの減量には資源化の促進が重要であるが、現在の家庭ごみ有料の中には、金属等が含まれている。これらは、資源化可能であり、プラスチック容器包装、ペットボトル、缶・びんのように他の資源化可能ごみは無料として いることと矛盾するのではないかと、市民から指摘されている。 小型家電の無料回収場所を来年度から増やすとのことであるが、それで解消できる話ではない。 そこで、資源化可能ごみ全ての無料化を促進すべきではないかと考えるがどうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成28年2月29日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

福中眞美



発言通告書

次のとおり通告します。

平成28年2月29日
午後2時59分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	実りある市民協働を実現するための取組について
2	ごみ問題について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	実りある市民協働を実現するための取組について
質疑・質問の要旨	
地域を取り巻く環境の変化に伴い、地域では、単身高齢者の増加、孤独死・児童虐待、住宅の密集等に伴う複雑な利害調整を必要とするような深刻な課題も増えるなど、市民ニーズは多様化・複雑化しています。	
行政が中心となって担う公共サービスの内容は、公平・平等の観点から、画一的に行うことが基本といえます。	
市民のニーズが多様化・複雑化するなかで、サービスの受け手が選択できる環境を設定するなど、行政も市民のニーズへの的確な対応に努めていく必要がありますが、すべての課題を行政だけで担うと、地域ごとの状況に応じて解決することが難しくなる結果、ムダも多くなり、行政が肥大化し、結局は市民の負担が増えていくことも考えられます。	
活力ある地域社会の実現には、市、市民、地域団体などの市民活動団体、企業など、地域社会のたくさんの担い手がさまざまな場面で協働し、それぞれが長所を発揮し補い合い責任をもって社会全体で公共を支える取組を進めることが必要です。	
協働とは、「共通の目標の実現」のために、「責任と役割を共有・分担」し、「ともに汗をかき、成果を共有する」ことで、協働した結果として、相乗効果が市民にもたらされることが必要です。その上で、協働環境とは、「協働を進めるための基盤、協働のしやすさ」です。	
生駒市では、平成23年3月に、将来都市像とまちづくりの目標を実現するための施策を体系化した第5次総合計画を策定され、その目標の一つとして、「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」が掲げられ、平成25年3月には参画と協働の指針を策定されています。そこで以下のことを質問します。	
●市職員の意識改革についての具体的な取組は ・参画と協働に関する職員研修の展開 ・職員の市民活動への参加の促進 ●全市的な協働の推進体制や協働事業の仕組みづくりについての現状と課題は ・既存事業や新規事業の検討時に、参画と協働の手法の検討 ・市民、市民活動団体・事業者が協働事業に参加できるような協働の仕組みづくり ・市民からの協働提案制度の検討・導入	

●市民協働推進体制の充実についての進捗状況は

- ・市民協働推進体制の庁内の連携強化
- ・第三者機関による市各課における協働事業の精査及び事業後の検証
- ・参画と協働の指針の運用・見直し
- ・地域担当職員設置検討

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	ごみ問題について
質疑・質問の要旨	
生駒市では、ごみ半減による持続可能な社会の実現という長期的展望を持って、ごみ減量に取り組んでいます。 市議会では市民懇談会を開催し、ごみ問題について市民の方と意見交換を実施しましたので、本市のごみに関する計画・施策等についてお聞きします。 ●ごみ収集車は何台か。また収集時間について教えてください。 ●現在、戸別収集されている地域を教えてください。また、なぜ戸別収集されているのかもお聞かせください。 ●ごみ有料化による収入を環境施策にということですが、新たな取組を考えているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。